

3月31日(木)午後5時～
4月4日(月)午前8時30分

区民意見システムを 停止します

システムの更新作業のため停止します。停止期間中は、新宿区ホームページの「ご意見・ご要望」が利用できないほか、「よくある質問と回答」のページが閲覧できません。

ご迷惑をお掛けしますが、停止期間中は「区長へのはがき」や電話、ファックスなどでご意見等をお寄せくださいますようお願いいたします。

【問合せ】広聴担当課広聴係(4月1日(金)から区政情報課広聴係)(本庁舎3階) ☎(5273)4065・FAX(5272)5500へ。

自転車の保険に 加入しましょう

●自転車による加害事故が増えています

自転車安全整備店で点検整備(有料)を受け、それを証明する「T.Sマーク」(下図)・補償内容の異なる2種類があります(自転車の種類と、傷害保険・賠償責任保険に加入できます)。

また、損害保険会社が扱う火災保険や自動車保険等には「個人賠償責任保険」を特約として追加できます。詳しくは、各損害保険会社にお問い合わせください。



中井御霊神社のクロマツを 景観重要樹木に指定

区では、歴史性・文化性等を備える地域のシンボルの存在で、景観上の特徴があり、良好な景観形成に重要な役割を果たしていると認められる樹木を、景観法に基づき「景観重要樹木」に指定しています。



今回、中井御霊神社(中井2-29-16)のクロマツ2本(写真)を景観重要樹木に指定しました。中井御霊神社は、古くから落合村中井の鎮守としてまつられています。みどり豊かな境内のなかでも、推定樹齢100年超のクロマツは、八の坂通りの坂下から見上げた時に人々の目を引き、落合地域の坂道景観を特徴づけています。また、文政13

年(1830年)に中井御霊神社に奉納された備前祭絵馬にも鳥居の近くにマツの木が描かれており、クロマツが備前祭の様子を現代に継承する歴史的・文化的価値の高い樹木であることが分かります。この樹木を、先人から受け継いだ区民共通の資産として保全・継承し、地域の魅力向上に生かしていきます。

【問合せ】景観と地区計画課(4月1日(金)から景観・まちづくり課)(本庁舎8階) ☎(5273)3831へ。

エレベーターの 防災対策改修費用の一部を助成します

災害に強いまちづくりを進めています

助成の要件や手続きの方法等詳しくは、お問い合わせください。【対象となるエレベーター】多くの方が利用する用途(ホテル・共同住宅等)で、床面積が千㎡以上・地上3階建て以上等一定の要件を満たす建築物に設置されたエレベーター【助成対象者】エレベーターが設置されている建築物の所有者等で一定の要件に該当する個人・法人【助成対象工事】次の全ての防災対策を行う改修工事(一部が対策済みの場合は、残る全ての改修工事)

景観まちづくり計画を 一部改定

4月1日から運用します

●「潤いと歴史かおる四谷駅周辺地区」を追加指定
区では、景観法に基づく「景観まちづくり計画」を平成21年4月に施行し、地域特性を生かした景観形成を進めています。

今回「景観まちづくり計画」を一部改定し、新たに四谷駅周辺地区を「地域の景観特性に基づく区分地区」に追加指定しました。改定に当たっては、区民意見募集や地域説明会でお寄せいただいたご意見を参考にしました。たくさんのご意見ありがとうございました。

景観まちづくり審議会 区民委員を募集

区民・学識経験者等で構成し、「まちの記憶をいかした『美しい新宿』をつくる」ことを目指し、景観まちづくりに関する事項を審議しています。【対象】区内に1年以上在住で18歳以上の方、4名(年齢は28年4月1日現在、東京都・特別区職員と新宿区のほかの審議会等の委員を除く)【任期】7月～30年6月【報酬】審議会(年3回程度)に出席の都度、1万円【選考】▼1次：作文、▼2次：1次合格者に面接(5月中旬を予定)【申込み】「新宿にふさわしい景観まちづくりについて」がテーマの作文(800字程度)と、作文とは別の任意の用紙に住所・氏名・生年月日・電話番号・職業を記入し、4月15日(金)までに景観と地区計画課(4月1日(金)から景観・まちづくり課)☎(5273)3831へ郵送(必着)またはお持ちください。選考結果は応募者全員にお知らせします。作文は返却しませんが、選考以外には使用しません。

行政評価 内部評価と外部評価 結果を踏まえた区の取り組み
内部評価と、27年11月に新宿区外部評価委員会(※)から報告された外部評価の結果を踏まえ、今後の区の取り組みをまとめました。
行政評価課・区政情報センター(本庁舎1階)・特別出張所・区立図書館で閲覧できるほか、新宿区ホームページでご覧いただけます。また、区政情報センターで有償頒布しています。
【問合せ】行政評価課(本庁舎3階) ☎(5273)4245へ。
※新宿区外部評価委員会：区の実施する行政評価の客観性と透明性を高めるとともに、区民の行政評価に対する参画の機会を確保するために、19年9月、区長の附属機関として設置されました。

新エネ・省エネ機器でCO2削減にご協力を 新エネルギー・省エネルギー機器等 導入費用を補助します

区では、「低炭素な暮らしとまちづくり」の実現のため、CO2(二酸化炭素)の排出量を減らすことを目的とした新エネルギー・省エネルギー機器の普及を積極的に進めています。
【対象】▶個人住宅への助成…区内在住(予定を含む)で、ご自身がお住まいの住宅に助成対象機器等を自ら使用する目的で設置または施工する方
▶集合住宅への助成…区内に集合住宅を所有する(予定を含む)中小企業者(個人事業者を含む)・管理組合で、その住宅に太陽光発電システムを設置し、発電した電力を共用部に使用する方
▶事業所への助成…区内の事業所(予定を含む)に太陽光発電システムを設置する中小企業者(個人事業者を含む)・団体等
【住宅・事業所共通の要件】▶申込日以前に助成対象機器を

助成対象機器等の種類		助成金額	28年度の助成総額
太陽光発電システム (助電気安全環境研究所の太陽電池モジュール認証を受けたものまたは同等と認めるもの)	住宅(個人・集合)用	出力1kW当たり10万円(上限30万円)	1,800万円
	事業所用	出力1kW当たり10万円(上限100万円)	100万円
太陽熱給湯システム (助ベターリビングの優良住宅部品(BL部品)認定を受けた強制循環式ソーラーシステムまたは同等と認めるもの)		本体価格の20%(上限30万円)	60万円
太陽熱温水器 (助ベターリビングの優良住宅部品(BL部品)認定を受けた自然循環式太陽熱温水器または同等と認めるもの)		本体価格の20%(上限10万円)	20万円
CO2冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート) 次のいずれかに該当するもの ●(社)日本冷凍空調工業会規格(JRA4050)に基づく年間給湯効率が3.1以上 ●JIS基準(JISC9220)に基づく年間給湯保温効率が2.8以上 ●JIS基準(JISC9220)に基づく年間給湯効率が2.9以上		10万円	1,000万円
家庭用燃料電池(エネファーム) 1台当たりの発電能力が0.5kW～1.5kWで、貯湯容量50リットル以上で燃料電池ユニットの排熱を蓄えられ、JIS基準(JISC8823)に基づく総合効率がLHV基準(低位発熱量基準)で80%以上であるもの		10万円	
高反射率塗装(屋根または屋上) 日射反射率(全波長領域)が50%以上の塗料を使用しているもの		施工面積1㎡当たり2,000円(上限30万円)	900万円
雨水利用設備 雨水タンクの容量が100リットル以上で、屋根に降った雨を雨どい等から取水するもの		本体価格の50%(上限2万円)	20万円
住宅向け断熱窓改修 次の全てに該当するもの ●既に設置してある窓の「外窓交換」「ガラス交換」「内窓設置」のいずれかである ●1居室単位の施工である ●改修後熱貫流率が4.65W/㎡・K以下に改善される		施工経費の25%(上限10万円)	100万円